

新たに委嘱された民生委員・児童委員を紹介します

地域担当委員126人 主任児童委員11人

令和4年12月に厚生労働大臣から民生委員・児童委員が委嘱されました。
 任期は令和7年11月30日までの3年間で、市内をおおむね小学校区ごとの7地区に分けて活動します。委嘱された人数は、地域担当委員が126人、主任児童委員が11人です。

☎福祉総務課 (☎983-1334)

地域福祉の担い手に

民生委員・児童委員は、福祉に対する理解と熱意のある市民を八幡市民生委員推薦会が推薦し、京都府を

経て厚生労働大臣が委嘱します。民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから、一般に「民生・児童委員」と呼ばれています。

委員については、一定の地域を受け持つ活動する地域担当委員と、小学校区単位で児童の育成環境の整備や児童虐待の対応などを担当する主任児童委員に分かれます。

民生・児童委員は、地域住民の福祉全般に関する困りごとや心配ごとの相談を受け、助言を行います。そのほか市役所や社会福祉協議会などに連絡するなど地域住民と行政とのパイプ役として活動します。



啓発チラシ入りティッシュを配布する民生・児童委員

民生・児童委員の主な活動

- 【調査】地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズの把握
- 【相談】福祉に関する悩みや心配ごとの相談を実施
- 【情報提供】各種福祉制度に関する情報提供
- 【連絡調整】相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関との連絡調整
- 【その他】各種証明書などの取扱業務の紹介や、行政や社会福祉協議会などが実施する諸活動(要援護者の見守りなど)への協力

地域の身近な相談役 お気軽にご相談ください

地域ごとに担当の委員が決まっていますので、委員の氏名や連絡先などについては、福祉総務課までお問い合わせください。
 なお、相談内容などの秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

八幡東地区

氏名	担当地域
関西 幸恵	二階堂2号線より西側
関西 希容子	二階堂2号線より東側
奥本 あけみ	下奈良
上田 洋子	上奈良
巽 幸子	東岩田
藤原 邦男	巽岩田・西岩田
谷口 美智子	上津屋里垣内・石ノ塔
前川 早苗	上津屋浜垣内・南村・野尻円ノ元・城究・土井ノ内・北ノ口
島西 真奈美	内里北ノ山・別所・北ノ口・蜻蛉尻・その他の内里の北側
長村 玲子	内里東ノ口・内里内
家村 直美	内里宮ノ前・巽ノ口・荒場・女谷・その他の内里の南側
北村 一夫	戸津(戸津奥谷を除く)・美濃山井ノ元・野神・中尾・宮道・出島の一部・出口・狐谷・細谷・大塚・千原谷
鈴木 敬子	美濃山御幸
林 美智代	美濃山宮ノ背・西ノ口・一ノ谷・戸津奥谷
須藤 孝雄	欽明台中央1~36・美濃山御幸谷・欽明台北・美濃山馬ヶ背・出島の一部
黒田 孝義	欽明台中央37~63
太良木 勇一	欽明台西
峰本 好子	欽明台東の一部(ファインガーデンあゆみヶ丘)
加藤 ひろみ	欽明台東の一部(ファインガーデンスクエア)
大谷 明代	主任児童委員(有都小学校区)
豊田 佳子	主任児童委員(美濃山小学校区)

八幡南地区

氏名	担当地域
足立 憲子	吉井1~6・中ノ山57・67・68・70・月夜田24・25・26・29
小西 まち	吉井19~28
品田 誠	吉井9~13
妹尾 勝恭	松里2~12・福祿谷の一部・中ノ山の一部
吉川 園子	松里13~17・長谷・福祿谷の一部
國塩 恒子	柿ヶ谷の一部
橋本 義久	福祿谷の一部・柿ヶ谷の一部
眞柄 以久代	安居塚の一部・福祿谷の一部・南山の一部
村本 重俊	山田の一部・水珀
西濱 みさ子	安居塚の一部・南山の一部
中村 明美	武蔵芝・八幡御幸谷の一部・山田の一部
比嘉 光代	砂田・久保田・山田の一部
石原 后恵	月夜田の一部(グランフェルティクズは含む)・山田の一部
田中 節子	月夜田の一部
西尾 厚子	美濃山幸水1~21
三好 栄子	美濃山幸水22~40・八幡備前・美濃山宮ノ背の一部・南山の一部
鎌谷 秀子	美濃山ヒル塚・八幡御幸谷の一部・美濃山宮ノ背の一部
西野 恵利子	主任児童委員(南山小学校区)
宮脇 陽子	主任児童委員(くすのき小学校区)

八幡北地区

氏名	担当地域
奥西 昭夫	高坊・西高坊
宮谷 正夫	大谷・科手
茨 芳弘	千束の一部・土井の一部
石川 純	千束の一部・垣内山の一部・北浦・吉野垣内の一部
家村 清美	垣内山の一部・千束の一部・土井の一部
寺崎 光子	吉野・柴座・山柴の一部・吉野垣内の一部
西川 清子	巨所・森垣内・森・名残・源氏垣外の一部
阿部 和美	山路・山柴の一部
絹川 智美	平谷・城ノ内・山本・菖蒲池・御馬所の一部
濱 和子	源氏垣外の一部
桑原 恵	三本橋の一部
川口 留美子	今田・馬場・平田・御馬所の一部
妹尾 純子	高畑・杳田の一部・園内の一部
松野 久代	神原の一部・河原崎の一部・五反田の一部・三ノ甲の一部・杳田の一部・石不動の一部
戸田 正明	西島・園内の一部・三本橋の一部
遠藤 和子	柿木垣内・河原崎の一部・五反田の一部・三ノ甲の一部・神原の一部
國村 操	双栗
山崎 和子	川口東扇・小西・馬屋尻・扇ノ芝・別所
宗平 芳江	川口西扇・八幡小西・八幡番賀
藤井 裕子	川口北浦・堀ノ内・萩原・東頭・天神崎・擬宝珠
福留 秀徳	川口浜
今井 実保子	長町・樋ノ口・高原
今井 美千江	主任児童委員(八幡小学校区)

八幡中央地区

氏名	担当地域
竹本 侑喜子	隅田口の一部・山下・松原の一部・清水井の一部・大芝・女郎花・広門の一部
辻 邦子	松原の一部・広門の一部・植松の一部・三反長の一部
松尾 晴子	三反長の一部・植松の一部・吉原の一部
岩崎 トミ子	清水井の一部・隅田口の一部・式部谷・岸本・長田の一部・舞台・小松
西村 ハナ子	渡ル瀬・軸の一部
山岡 里花	東林・広門の一部・長田の一部・三反長の一部・軸の一部
大野 雪子	軸の一部・長田の一部
中 光子	盛戸・吉原の一部
大野 真子	主任児童委員(中央小学校区)

橋本・西山地区

Table with 2 columns: 氏名, 担当地域. Lists residents and their assigned areas in the Hashimoto and Yamashiro regions.

男山北地区

Table with 2 columns: 氏名, 担当地域. Lists residents and their assigned areas in the Otsumi North region.

男山南地区

Table with 2 columns: 氏名, 担当地域. Lists residents and their assigned areas in the Otsumi South region.

プラマーク製品

燃やさないごみ

4月1日から 収集回数が変わります

これまで1週間ごとに交互に捨てていた「プラマーク製品(プラスチック製容器包装)」と「燃やさないごみ」の収集回数を変更し、4月からすべての地域において、毎週同じ曜日に出すこととなります。

図1

燃やさないごみとプラマーク製品と

収集方法について
ごみは、必ず朝8時までに
出してください。最初にプラ
マーク製品の収集に向かいま
す。そして、改めて燃やさない
ごみの収集をします。

ごみ袋の数はプラマーク製
品と燃やさないごみともに45
リットルより小さい白色半透明また
は透明の袋各2袋までです。
3袋目からは、環境業務課で
販売する有料袋をご利用くだ
さい。

図2

図2

2 プラマーク製品の廃棄場所がない集積所の場合(上から見た図)



1 戸別または複数世帯でごみを捨てる場合(上から見た図)



捨てる場合

最初に収集するプラマーク製品を前方(道路側)に置いてください。そして、改めて収集する燃やさないごみは後方に置いて置いてください。

図1

※前後に分けて置けない場合は、左右に分けて置くなど、工夫してください。

図2

※プラマーク製品の廃棄場所がない集積所は①と同様、燃やさないごみの前方にプラマーク製品を置いてください。

3 捨てるごみの種類が1種類(燃えるごみだけなど)の集積所の場合

その集積所に捨てることはできませんが、捨てる場合は、プラマーク製品を前方に、燃やさないごみを後方に置いて置いてください。

図1

※燃やすごみとプラマーク製品は、出す曜日が異なります。ごみが混在すると収集できないため、同じ日に出さないでください。

図2

※プラスチック対策ネットには、重しを置いてください。

図3

※必ずごみの分別を行ってください。できていない袋は回収しませんので、正しく分別し直し、次回の収集日に出してください。

変更となる地域の収集曜日
は、広報やわた3月号および
3月中旬ごろに全戸配布する
チラシでお知らせします。
▼ごみの捨て方の注意点
※袋に入っていないごみは、
収集できません。必ず45リットル
より小さい白色半透明、または
透明の袋に入れてください
(45リットルより大きい白色半透明、
または透明の袋は大型ごみに
なります)。
※プラスチック対策ネットには、重
しを置いてください。
※必ずごみの分別を行ってくだ
さい。できていない袋は回
收しませんので、正しく分別
し直し、次回の収集日に出
してください。
※カン、ビン、ペットボトル
等の資源物は従来と変更あり
ません。

環境業務課 (☎983-5340)

食用廃油は 大切な資源です

食用廃油は、バイオディーゼル燃料(BDF)として再生利用され、温室効果ガスの削減に貢献することから、市のごみ収集車の一部でも利用しています。

また、食用廃油は持続可能な航空燃料(SAF)の原料となることから、航空分野での温室効果ガス削減に期待されています。

市では、資源循環かつ脱炭素に貢献する取り組みとして、食用廃油の再生利用を推進していますので、皆さんのご協力をお願いします。
※食用廃油の回収日は12面に掲載。

環境政策課 (☎983-2795)